

## 平成20年度 調理師試験実施要領

### 試験期日

平成20年9月2日(火)  
午後1時30分～午後4時

試験場所 稚内市

### 願書受付

- 北海道留萌保健福祉事務所  
保健福祉部
- 北海道留萌保健福祉事務所  
保健福祉部天塩支所  
平成20年5月12日(月)  
～5月30日(金)

### 受験資格

義務教育を受けた者で、多数人に対して飲食物を調理して提供する寄宿舎・学校・病院等の施設又は食品衛生法施行令第5条第1項の飲食店営業、第11項の魚介類販売業、若しくは第28号のそうざい製造業において平成20年5月30日まで2年以上の調理業務に従事した者

### その他

- 願書用紙及び問い合わせ先
- 北海道留萌保健福祉事務所  
保健福祉部  
子ども・保健推進課  
保健予防係  
☎0164-42-8326
- 北海道留萌保健福祉事務所  
天塩支所調整係  
☎01632-2-1179

# 情報 インフォメーション

## 6月1日～10日は 電波利用保護旬間です

電波の利用は、携帯電話や人命・財産を保護する防災無線など社会生活に不可欠なものとなっていますが、不法無線局が重要無線通信やテレビ放送に妨害を与えるなど社会的な問題を発生させています。

このため、総務省では、6月1日から10日までを『電波利用保護旬間』と定め、電波利用環境保護の大切さを訴えています。

- お問い合わせ  
北海道総合通信局  
(札幌市北区北8条西2丁目  
札幌第1合同庁舎)
  - 不法無線局、混信・妨害・電波の安全性  
☎011-737-0099
  - テレビ・ラジオの受信障害  
☎011-737-0033
  - 電話・インターネットの相談  
☎011-709-3956
  - 電波利用料  
☎011-709-6000
  - その他行政相談  
☎011-709-3550
- [電話受付時間]  
8:30～12:00、13:00～17:00  
(土・日・祝日を除く)

## 水道業務を委託しました

平成20年度の水道業務を次のとおり委託しましたので、お知らせします。

- 委託業務  
幌延町簡易水道メーター検針及び上・下水道料徴収業務
- 委託期間  
平成20年4月1日  
～平成21年3月31日
- 委託を受けた者  
幌延地区  
佐々木理佳さん(宮園町9)  
問寒別地区  
小平美恵子さん(字問寒別)

## 最低賃金法が変わります

主な改正点は以下のとおりです。

- 地域別最低賃金の不払の罰金の額の上限が2万円から50万円に引き上げられます。
  - 派遣労働者の最低賃金は、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。
- ※北海道の最低賃金  
時間額654円  
(平成19年10月19日発効)  
北海道労働局  
労働基準監督署(支署)